

よこはま都市消防



記事

○ 特別寄稿

熊本震災に思うこと

～再び「想定外」が発生！～

防災・危機管理ジャーナリスト 渡辺 実

○ 横浜消防トピック119

査察業務の取り組みについて

横浜市消防局予防部査察課

熊本震災に思うこと ～再び「想定外」が発生!～

防災・危機管理ジャーナリスト
株式会社まちづくり計画研究所所長・技術士・防災士
NPO 法人日本災害情報サポートネットワーク理事長 渡辺 実



熊本地震発生からまもなく3ヶ月を迎える。まだまだ一部だが避難所からやっと仮設入居が始まった被災地を支援しながら思うことが二つある。一つは「突然、被災者になる。突然、被災行政になる」ことの問題点を痛感している。熊本は台風、集中豪雨など水害への備えはある。しかし突然襲ってくる地震への備えは市民も行政も全くなかったと言える。水害は予警報で迎え撃つ対策が可能だが、地震は突発するからその時に瞬間反応が求められる。平時の備えがなかった地震直後の熊本では、もの、人、情報そして知識と、瞬間反応するために必要な全てが不足していた。これは熊本だけの問題ではない。

二つめは、災害のたびに「この国の支援制度は、複雑で難解な仕組みで被災者に優しくない」ことを、熊本震災でも痛感している。今回も問

題になっている罹災証明の判定結果の如何で被災者のその後の人生が決まる。住まいや街の復興まで、避難所から応急仮設住宅の単線路線しか選択できず、戻ることも、引き返すこともできない。この間にせつかく災害から生き延びた生命が、震災関連死によって失われていくことを繰り返している。

7年後の2023年には関東地震100周年を迎えるが、この100年間でこの国の災害対策はどこまで進化したのだろうか。

「本震」を熊本で体験

4月14日熊本地方で震度7。この地震速報を受けてKKT熊本県民テレビ局の支援のため翌15日午後には熊本空港へ降りた。実は3年前の2013年8月にKKTで地震特番を制作し



2度の震度7で多くの建物が崩壊した益城町



甚大な被害を出した熊本城天守閣と石垣



崩壊した熊本城天守閣最上部

た。「熊本には地震はない」と言われていたなかでこの特番を放送したが、地元は冷ややかな評価だった。その熊本で震度7の地震発生、NHK 地震特番に釘付けになり、KKT 報道局とキー局の日本テレビ報道局と連絡を取りながら熊本入りした。被災地益城町へ入った瞬間、目に入る建物はほとんど全部崩壊しており、21年前の神戸市の姿がフラッシュバックした。

地震特番の出演、KKT 報道局との打合せを終え、熊本市中心部にあるホテルへ16日午前0時すぎにCK-INした。断水し給湯もダメ、電気は来ているが余震対応でエレベーターは停止。ペットボトルの水、弁当、荷物を持って非常階段で7階の部屋まで。私はベッドでウトウ

トしていた。その時、突然突き上げるドーンと大きな縦揺れが襲いベッドの上で身体が飛び跳ねた。時計を見る間もなく激しい横揺れ、ベッドごと左右に移動、家具に収まっていた小さな冷蔵庫が飛び出し、机の上のポットが床に落ちお湯がカーペットにまき散らされ、スタンドライトは転倒、壁の額縁が飛んできた。毛布をかぶり必死にベッドにしがみついているのが精一杯。私が初めて経験した直下型の震度6強（最大震度7）「本震」だった。すぐに停電。懐中電灯で室内を確認しドアを開放、「非常階段で1階へ」との館内放送があり、寝間着のうえにコートを羽織り靴を履く。スマホとビデオを持って、撮影しながら7階から1階へ降りると宿泊客が



6月16日午前1時25分本震の後、公園に避難したホテル宿泊客

集まっていた。外国人も多かった。テレビ関係者も多く、すぐに中継を開始した。座り込んで固まっている宿泊客に建物から離れるよう指示する。ホテル関係者がありったけの毛布やバスタオルを配りはじめ、彼らの誘導で近くの公園に移動。その後も強い余震は続き、悲鳴もあがる。この夜は多くの人々が寒さのなかで夜明けを待つことになった。

「想定外」が再び起きた

熊本震災でも、いくつもの想定外が起きている。紙面の都合で二つだけ紹介したい。

その一つ。「震度7」が2回立て続けに熊本地域で発生し、その後の余震活動が広域化して衰えをみせないこと。気象庁は4月14日午後9時26分ごろM6.5震度7を「前震」、28時間後の16日午前1時25分ごろM7.3を「本震」とした。私が16日未明に熊本市内で体験したのは「本震」であった。ひとつの地震で震度7

が2回観測されたことは気象庁観測史上初めてのこと、まさに想定外であり、この想定外が被災者や被災行政を苦しめている元凶である。前震ではなんとか崩壊を免れた建物が本震で全壊したという事例が多数報告されている。新耐震の建物も崩壊している。前震の後に避難したが、家に戻り本震で生き埋めになって死亡した報告もある。これは5年前の東日本大震災で津波第一波3mの気象庁第一報を聞いて避難した高台から家に戻り、その後10mを超える第二波、三波で絶命している事例と同じ状況が熊本直下地震でも起きたということになる。そして余震活動が活発で、ほぼ1ヶ月後の5月19日までで震度1以上の余震回数が1千回を超えた。余震回数が多かった2004年の新潟中越地震でも余震が千回を超えるまでには約1年かかっている。熊本の余震は異常に多い。その余震回数の異常さが、「車中避難」「軒先避難」の被災者数を増加させた大きな要因である。地震直後



全壊した宇土市役所庁舎



市役所機能の7割を移設した宇土市総合体育館

に実施した応急危険度判定が、余震によってその危険度が増すケース、被災認定も余震によって被害程度が悪化して被災者が認定結果に納得できないケースも多く発生している。つまり今回の地殻活動自体が想定外なために、だれも今後の見通しが出せないなかで、避難生活が継続し、被災行政も罹災証明など支援制度を手探りで運用しているのが現状である。2度目の震度7で全壊した宇土市役所では、地震発生後の応急対策に必要な資料などは全く取り出すことができず、宇土市総合体育館に市役所機能の7割を移設し、バックアップしていたデータで罹災証明の発行など対応していた。「データをバックアップしていなかったら市役所機能は完全に機能不全に陥ってた」と市職員は話してくれた。

二つ目は、良い事例の想定外が起きた。今回の熊本震災で益城町は「トレーラーハウスを利用した福祉避難所」を開設した。日本初の、国の災害救助法認定である。1992年8月米国フ

ロリダ州マイアミを襲ったハリケーン「アンドリュー」の調査へ行ったとき、家屋を失った膨大な数の被災者に対し、応急住宅として迅速かつ大量のトレーラーハウスを被災地へ送り込んだ米国政府の対応を目にして腰をぬかした。その後のハリケーンや地震災害対策でもトレーラーハウスが活用されている。この米国のオペレーションを日本でも適用できないか提案を続けていたが、ストックが日本にはない、コストがかかり過ぎる、用地がない、文化がない、などの理由を挙げられて実現できていない。益城町では甚大な被害が発生し、多くの被災者が過酷な避難所生活を余儀なくされた。妊産婦や障害をもった被災者のために福祉避難所を設けようにも、対象施設が被災してしまい開設できない。そんな状況のときにトレーラーハウスの提案があり、これを福祉避難所として活用できないか、町は検討に入った。結果、内閣府や熊本県、供給サイドの事業者などの支援によって日本初



トレーラーハウス型福祉避難所が開設されたグランメッセ熊本（益城町）

のトレーラーハウス型福祉避難所が災害救助法認定を受けることができた。

6月19日、益城町にあるグランメッセ熊本で福祉避難所開所式が開催され13台のトレーラーハウスに13世帯が入居できた。7月末までに計24台のトレーラーハウスが設置される予定だ。今回日本で初めてトレーラーハウスの公的活用を実現することができた。これは画期的なことであり、つぎの災害へ向けての良い前例となった。応急仮設住宅としてのトレーラーハウス活用に向けては、まだまだ超えなければならない壁がたくさんある。しかし、熊本地震でもっとも被害が著しい益城町から小さな第一

歩が踏み出されたことは、画期的な想定外である。

地震被害が著しい益城町では6月22日から続く豪雨災害が発生し、震災に豪雨災害が加わりまさに複合災害になっている。あまり報道されていないが熊本市内では、被災したマンションが多くあり、これからこの被災マンション問題が顕在化してくる。熊本震災は、都市型震災の阪神・淡路大震災と中山間地震災の新潟県中越地震が同時に発生した様相を呈している。これも想定外のことであり、柔軟な被災者支援策の運用が今後必要となる。

（2016年6月25日記）

査察業務の取り組みについて

横浜市消防局予防部査察課

はじめに

「立入検査に消防が来る!」「消防の査察が入る!」

おそらく、多くの事業所でこのような会話が交わされたようなことがあるかと思います。

横浜市では、18 消防署の予防課査察係員（約 80 名）と消防局予防部査察課内に査察専門の部隊として、高度な専門知識・技術を有する職員で構成され特別査察隊（6 班 15 名）により、年間約 11,000 件の建物及び危険物施設等に対して立入検査を実施しています。

今回は、横浜市消防局が実施する立入検査の現状、各種制度及び近年の動きについてご紹介したいと思います。



消防が行う立入検査とは、主に消防法の規制により防火管理者の選任義務がある建物や消火器などの消防用設備の設置義務がある建物のほか、ガソリンや重油などの危険物を扱う危険物施設に立ち入り、火災予防上の違反の有無の検査や関係者に対して質問を行うことを言います。

また、査察とは、立入検査などにより発見した火災予防上の違反について、関係者に指導し、又は警告を行うことで違反の是正を促し、消防法令等で定められた水準以上の安全な状態を保っていただく一連の作用をいいます。



横浜市消防局では、建物の使用用途などに応じて、1年に1回、3年に1回、5年に1回という立入検査の実施サイクルを定め、計画的・効率的な立入検査を行っています。また、立入検査は消防法令等の違反だけでなく、建築基準法等における疑義があった場合には、建築部局と連携するなどして是正指導を行っています。

査察 = 立入検査・質問 + 結果の指摘 + 是正指導

立入検査・査察の意義

建物があり、人が利用し、その中に収容物がある限り、火災発生の危険があります。さらにその建物の利用形態が、「多くの方が利用する。」「不特定の方が利用する。」ものであれば、人命危険が伴う可能性も高まります。そこで、消防法令等では、建物の規模・構造・用途によって消防設備の設置や防火管理者の選任などについて、細かく義務付けています。この消防法令等に基づき、各事業所には、適切な消防用設備等の設置、維持管理などのハード面だけでなく、防火管理などのソフト面まで含めた自主的な防火・防災管理が求められています。消防機関は各事業所の自主防火体制が確実に行われているか確認するとともに、不備な点については是正することで出火危険や人命危険を排除し、市民の皆様の生命、身体、財産を火災等の災害から保護することを目的として定期的な立入検査を実施しています。

次に、火災統計から見て、立入検査が火災予防や被害軽減にどのような効果をもたらしているか説明します。

近年の横浜市内の火災件数は、平均すると年間約1,000件の火災が発生していましたが、平成27年の横浜市内の火災件数は750件と大幅に減少し、59年ぶりに700件台となりました。平成23年から27年までに発生した火災種別の内訳を見ると、全体の半数以上の57%が建物における火災であることが分かります。(図1)。

さらに、その建物火災のうち、消防法の規制により防火管理者の選任義務や消火器などの消防用設備の設置義務がある政令別表対象物での火災は68%を占めています(図2)。また、図の「その他」は個人の戸建住宅など、防火管理者の選任義務や消防用設備の設置義務がない建物のことを示しており、政令別表対象物はその他に該当する建物に比べて、2倍以上火災が発生していることがわかります。

図1 火災種別の内訳(平成23年～27年)

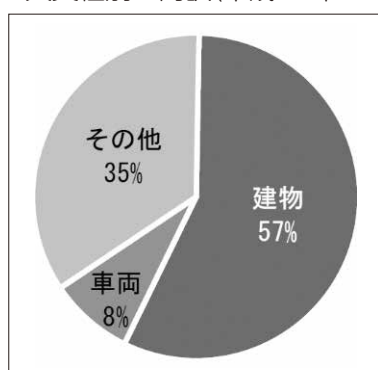
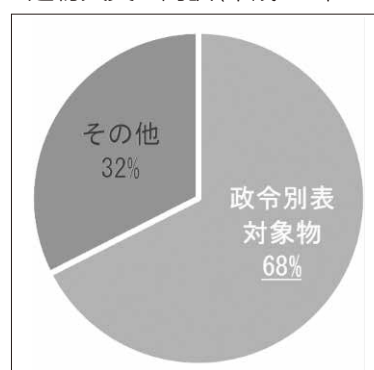


図2 建物火災の内訳(平成23年～27年)



一方、建物火災1件あたりの焼損面積を比較すると、政令別表対象物はその他に該当する建物の約半分となっています。(図3)

次に、防火管理義務の有無から火災統計を見えます。

図3-2は、火災1件あたりの焼損面積について防火管理選任義務「あり・なし」で比較しています。防火管理選任義務がある建物の方が義務のない建物よりも焼損面積が圧倒的に少ないことがわかります。

これらのことから、消防法令による防火管理制度や設備の規制が、被害の軽減に大きな効果を発揮していることが確認できます。

図3 建物火災1件あたりの焼損面積

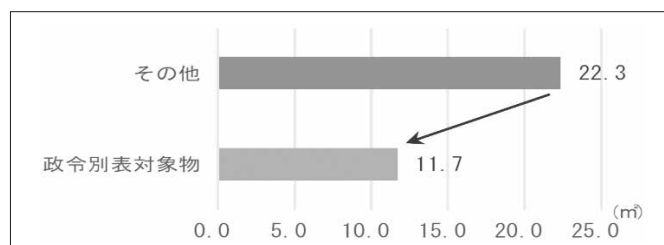
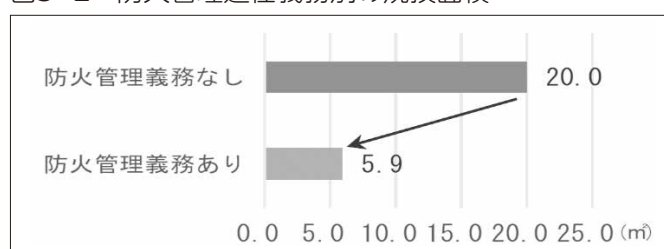


図3-2 防火管理選任義務別の焼損面積



違反公表制度

違反公表制度は、重大な消防法令違反のある建物を横浜市消防局のホームページで確認できる制度です。

横浜市の場合、重大な消防法令違反とは、消防設備のうち、「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」の設置義務のあるもので、これらの消防設備が設置されていないものや設置されてはいるが、主たる機能が喪失している状態にあることを言い、平成 26 年 10 月から運用を始めています。

この制度の目的は、その建物を利用する方に対して、万が一、火災が発生した場合に早期の発見や初期消火に支障があることを知っていただくことにあります。

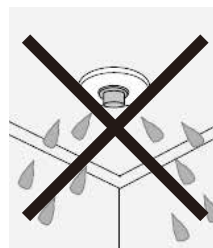
公表は、立入検査等で違反が確認され、建物関係者によるその旨を通知した日から 14 日間経過した後においても違反が継続しているときに行われます。

運用を開始してから1年半が経過した平成 28 年 4 月 1 日時点で、延べ 93 件の重大違反のある建物を横浜市消防局ホームページで公表しました。(図4)

その内訳について紹介しますと、設備の未設置が 86 件、主たる機能が喪失しているものが7件となっています。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

図 4

設 備	公表数
屋内消火栓設備	53 件
スプリンクラー設備	3 件
自動火災報知設備	51 件

※同一建物内における重複違反も含む

昨年 8 月に横浜市で実施した市民アンケートでは、公表制度を知っていると答えた方の割合は2割弱という結果でした。

公表制度は、横浜市民や横浜を訪れる方々にホームページを確認してもらって初めて効果が発揮されます。いかに有益な情報をホームページに公表したとしても、それを見る人がいなければ、全く意味がありません。この大きな課題を解決するためにも、公表制度を、より市民に利用しやすいものになろうと考え、地図情報システムとのリンクした運用を検討するなど、制度を周知するための取り組みを着実に進めているところです。

違反公表制度開始

火災予防上危険な建物を

消防局 HP で **確認できます！**

重大な消防法違反のある建物をホームページで公表する㊦
 皆さんが建物の危険性を「自身で」「事前に」確認できる㊦
 平成26年10月1日から公表制度が始まった㊦

●公表制度の概要

重大な消防法違反のある建物をホームページで公表する制度です。
 市民の皆さんが、建物の火災予防上の危険性を事前に確認できるので、万が一の火事の被害に巻き込まれるリスクを回避できます。

●公表の対象となる消防法違反
 火災の早期発見に有効な自動火災報知設備、初期消火に大きな役割が期待される屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の設置義務がある建物で、
 ⇒これらの消防設備等が設置されていないもの
 ⇒設置されていても管理の状況が悪く、使用できないようなもの

●公表の手続き
 立入検査を実施し、上記消防法違反を建物関係者に通知をした日から、14日経過後に引き続き違反が継続しているとき横浜市消防局ホームページで公表します。

横浜市消防局キャラクター **ハマくん**

安全・安心な暮らしをサポートします！

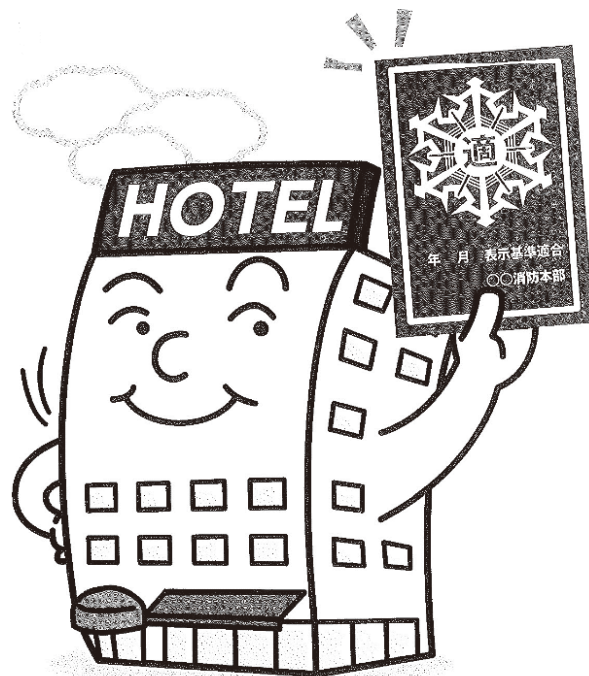
適マーク制度

適マーク制度は、一定規模以上のホテル・旅館等で消防法令や重要な建築構造等に関して、一定の基準に適合している場合に消防機関が交付する「適マーク」を掲出できるものです。

横浜市では平成 26 年 10 月 1 日から掲出を開始し、この制度を通じて、ホテル・旅館等の利用者に対して防火・防災に関する情報を提供しています。



適マークは、表示しているホテル等が防火・防災に関して一定の基準に適合していることを証するためのものであるため、消防機関の厳格な審査とともに、ホテル等の関係者による適正な維持管理が強く要求されます。



対象となる施設は・・・。

3階建て以上で、収容人員が 30 人以上のホテル・旅館等（複合用途の建物内に同規模のホテル・旅館等がある場合を含む）となります。

3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間 3 年間)が交付されます。

申請

「適マーク交付申請書」に以下の書類を添えて消防署に申請します。

- ① 防火対象物（防災管理）点検結果報告書
- ② 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- ③ 危険物製造所等定期点検記録表
- ④ 特殊建築物等定期調査報告書

審査

申請書と添付書類及び現地確認により、表示基準に適合しているかを審査します。

- 消防法令の基準（防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況、危険物施設等）に適合していること。
- 建築基準法令の基準（構造、防火区画、階段、避難施設等）に適合していること。

基準に適合していると判定されれば

適マーク交付

防火対象物点検報告制度

防火対象物点検報告制度は、一定規模の建物の管理について権原を有する者に対して、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することを義務付けている制度で、消防法令に係る点検基準に適合している場合、「防火基準点検済証」を表示することができます。

■ 点検が必要な対象物

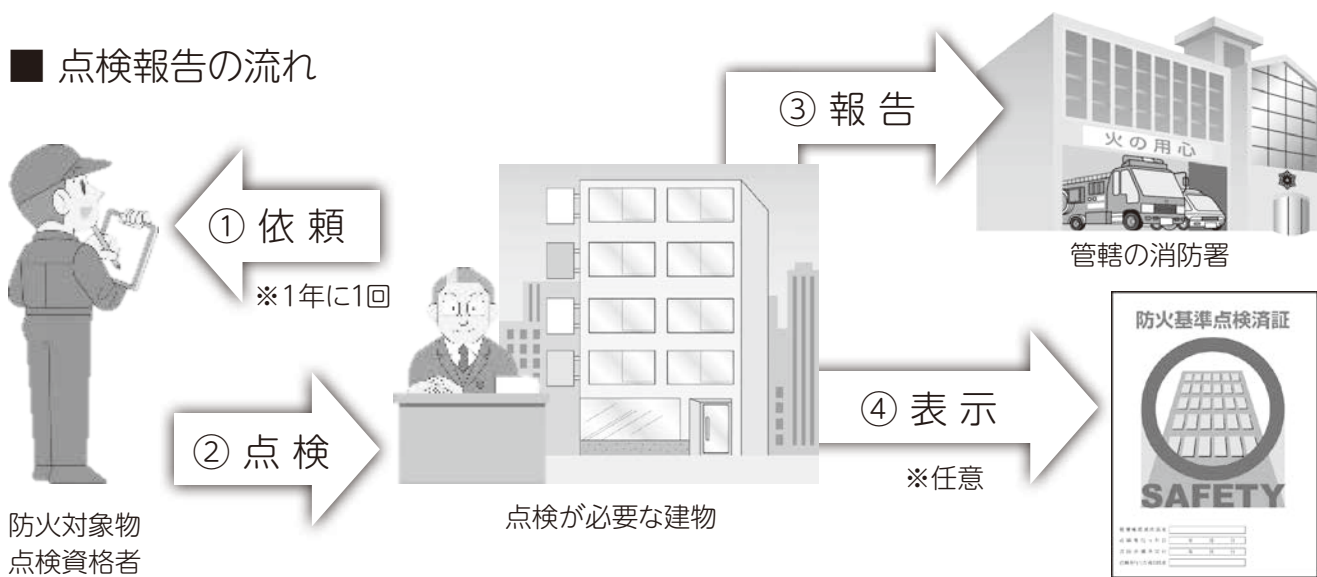
- ・ 収容人員が 300 人以上の特定用途※部分が存する防火対象物
(※特定用途…劇場、飲食店、物品販売店、ホテル、病院等
不特定多数の人が入る可能性のある用途。)

又は

- ・ 収容人員が 30 人以上 300 人未満の防火対象物で次に該当するもの
 1. 特定用途部分が地階又は 3 階以上に存するもの
 2. 直通階段が二以上設けられていないもの
(階段の構造によっては不要場合があります)

※自力避難困難者が多く入所する社会福祉施設は収容人員 10 人以上

■ 点検報告の流れ



～ 特例認定 ～

3年以上継続して上記点検報告に不備がない場合には、特例を申請することができます。

消防機関が検査した結果、優良と認定された場合は、点検報告の義務が3年間免除されます。

注1 建物全体が点検報告を行い、基準に適合している場合のみ、表示することができます。

注2 建物全体が特例認定を受けている場合のみ、表示することができます。



夜間査察・一斉査察の実施

現在の査察業務の取り組みについて、ご紹介します。

これまで、多数の死傷者を出した社会的に影響の大きい火災では、すでに行政として違反を覚知していたようなこともありました。そこで横浜市では、定期的な立入検査のほか、横浜市内や他都市で社会的影響の大きな火災等が発生した際には、類似火災を防ぐため、市内の同様の施設に対して緊急の「特命査察」を実施するなどして、違反の是正に努めています。

～夜間繁華街査察～

平成 13 年に新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災（死者 44 名）が発生しました。この火災を契機に、「このような悲劇は絶対に繰り返さない」という強い思いから、翌年の平成 14 年に夜間繁華街査察が始まり、現在まで続いています。

夜間繁華街査察では、主に酒類を提供する夜間営業の店舗等の存する建物を対象に、事前通告なしで夜間に立入検査を行います。このため、夜間しか営業していない店舗も検査でき、事前通告を行わないため、店舗の普段の管理状況を確認できます。1 回につき約 100 対象、200 ～ 300 店舗の立入検査を一斉に行います。



一斉査察は短時間で集中的に実施するため、横浜市内の査察力を結集させ、また、警察等の関係機関と協力し、多いときには総勢 100 名を超える人員が参加して行います。

～簡易宿泊施設に対する一斉査察～

平成 27 年 5 月 17 日に川崎市内で簡易宿泊所火災（死者 11 人）が発生しました。この火災を受け、横浜市では同月中に木造の簡易宿泊所等の宿泊施設に対し、緊急の特命査察を実施しました。さらに、平成 28 年 5 月には、当該火災から 1 年が経過することに合わせ、市内全ての簡易宿泊所に対し、消防局・健康福祉局・建築局による合同の一斉査察を実施しました。他部局との合同で実施するメリットとして、関係者への負担を軽減とそれぞれの所管法令により多角的視点で指導を行うことができ、総合的な安全性の向上につながることを期待して行っています。

終わりに

これまでご紹介した各種制度や取組はあくまでも一部ではありますが、今後、ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控える中、横浜市内においても一部競技の実施が予定され、市内外だけでなく国内外から多くの観客・観光客が集まることが予想されます。

我々は災害の未然防止及び被害軽減のため、立入検査を計画的に行い、必要に応じた指摘や違反是正を進めていく査察業務を通じて、これらのイベントが無事に開催され成功することを切に願うとともに、横浜に住む人、訪れる人が安全・安心を実感できる防災都市ヨコハマを実現していきたいと強く思っています。

公益社団法人横浜市防火防災協会からのお知らせ

■会員を募集しています!!

市民、企業及び事業所の自主防火防災意識の高揚と自主防災体制の強化確立を図り、市民、企業及び事業所と協力して横浜市の安全と安心の実現に寄与することを目的とします当協会に是非ご入会ください。

正会員

入会金：10,000 円
年会費：12,000 円

賛助会員

入会金：5,000 円
年会費：6,000 円

【お問い合わせ先】

総務課 電話 714-0920 FAX 714-0921

■防災コンサルティング課は 事業所の「防災管理」を総合的にアドバイスします!!

事業内容

- ☆ 防災管理点検結果報告書の作成
- ☆ 防火対象物点検結果報告書の作成
- ☆ 防火防災消防計画の作成業務
- ☆ 防火防災消防計画P D C A（見直し）の作成業務
- ☆ 幹部社員・従業員等への防火防災研修会
- ☆ 社会福祉施設の防火管理・消防訓練・職員への防火防災研修会

消防計画(消防法第8条及び第36条)を見直しませんか！

震災対策について定期的な訓練を通じて、消防計画の見直しが必要です。当協会がお手伝いします！

社会福祉施設における「防災訓練」の企画、実施、評価について、
横浜市防火防災協会の専門家がお手伝いします！！

火災・地震発生！そのときあなたは？

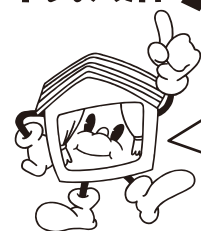
- 一人で、入所者を避難させられるか、心配だ…
- 入所者全員の救出が必要だが、誰から避難させるのか…
- 初期消火と避難のどちらを優先するのか…
- バルコニーに避難させることは安全か…
- 部屋の扉は開けたままで避難するのか…

これらの『答え』は施設のリスクマネジメントとして重要です。
皆さまの施設に適応した防災計画を作成提供いたします！

【ご用命・お問い合わせ先】

防災コンサルティング課 電話 714-0929 FAX 714-0921

よこはま
市民共済



火災共済

手頃な掛金で
安心を
お届けします!

横浜市民共済生活協同組合



0120-073-203

横浜市民共済

検索



住宅用火災警報器
取付・販売

消防設備の
設計・施工・メンテ



ご相談下さい!

平山防災設備株式会社

〒241-0021 横浜市旭区鶴ヶ峰本町1-35-36

☎ (045)953-2727 fax (045)953-2756

消防用設備一式 設計・施工・販売・修理・点検

消 火 器 漏 電 警 報 器
自動火災報知設備 屋内消火栓設備
避難器具 スプリンクラー設備
非常警報設備 誘導灯

株式会社



東横防災商事

〒226-0016

横浜市緑区霧が丘4丁目2-3-206

☎ (045)921-1244

FAX (045)923-0677

横浜油材株式会社

〒245-0018 横浜市泉区上飯田町1465番地2

代表取締役 伊藤 洋和

TEL: 045-803-3508(代) FAX: 045-803-3594

業 務 内 容 は 下 記 の と お り で す

- 石油部: A重油・灯油・重機燃料・オイル他(ご注文即日配達主義)
上飯田油槽所: 地下タンク300kℓ・タンクローリー12台
- 洗剤部: クリーニング用洗剤および資材全般・工業薬品全般
ボイラーの販売および設置工事 *キャパパン車 4台
- 工事部: 危険物工事設計施工および解体工事一式・消防申請業務一切
(オイルタンク・地下タンク・貯蔵庫他)
(小規模危険物工事(新設・改造・解体)は自信あります
是非当社にご相談下さい。安く出来ます)
- 中古油機部: 中古タンクローリー売買(ご一報・即刻参上)
中古油機(計量機) 売買・古物商免許(泉第5-22)

清新防災株式会社

消防用設備の保守点検・改修工事
消火器の購入・詰替・ハイキ処分
防災用品・避難用品の購入

お気軽にお問い合わせください。

〒240-0043 横浜市保土ヶ谷区坂本町314-26

TEL 045-332-2750

FAX 045-334-3725

◆地下埋設タンク・配管の 気密漏洩検査

(財団法人 全国危険物安全協会 第14012号)

◆産業廃棄物の処理・再生
各種タンク・ピットの清掃工事
(弊社でリサイクル可能な廃油は買取り致します)

《ISO14001認証取得》

三美興産株式会社

〒223-0059 横浜市港北区北新横浜1-9-2

TEL 045-549-3551

FAX 045-548-2102

設置後の悩み解消!

消耗品を交換時期に送付し、管理をサポート
8年分の消耗品費用が含まれているので、
追加費用が発生しません

消耗品

0円

耐用期間

8年

長期保証

8年



PHYSIO CONTROL **LIFEPAK CR Plus**
自動体外式除細動器 (AED)



AED (自動体外式除細動器) 8年保証安心パック



株式会社 ヤガミ

東京支店
〒114-0024 東京都北区西ヶ原一丁目9番1号
TEL(03)3915-2221 FAX(03)3917-2221
本社(名古屋)・大阪支店・福岡営業所



グランコヨー株式会社

〒240-0036 横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目24番25号
TEL(045)351-5411(代) FAX(045)351-9291
http://www.grankoyo.co.jp/

横浜市防火防災協会会員の皆様へ

創業53年の信頼と実績! スピード見積り!

点検

工事

修理・修繕

消防設備の事なら

当社にお任せください!!



「消火器取替え隊」

消防設備士の当社スタッフが
お伺いし、その日のうちに設置・回収!

**10本
以上**

**出張料
無料**



詳しくはWeb、またはお電話で!



0120-963-890

横浜消火器株式会社

〒235-0002 横浜市磯子区馬場町 1-48 E-mail:shop@hinoyojin.com

http://www.hinoyojin.com/

★ネット注文で**特典付き**★



消防界の今日を創り、 明日を拓く

目でみてわかる 消防ポンプ操法

消防ポンプ操法研究会 編集

◆A4判 ◆184頁 ◆定価(本体1,900円+税)

消防ポンプ操法の基本が学べる参考書の決定版!

第1編はポンプ車操法、第2編では小型ポンプ操法について詳解。動作中の各隊員を連写し、約1,100枚の写真を掲載しています。



消防団サポートブック

消防団員実務研究会 編集

◆ポケット判(外寸:130mm×80mm)／ダブルリング製本

◆オールカラー／40頁 ◆定価(本体800円+税)

消防団をサポートする画期的なグッズが登場!

いつでもどこでも見られて安心。

ポケットサイズながら、火災活動のモデル、応急手当や安全管理など、消防団の活動内容を網羅しています。

しょう た 消太くん・みずきちゃんとまなぶ ひのようじん

幼年者防火研究会 監修

◆A5判 ◆オールカラー／16頁 ◆定価(本体100円+税)

火遊びの怖さを教える教育絵本!

5歳以下の幼児を対象に、火の大切さや危険性をクイズ形式で教える小冊子。

幼稚園・保育園での指導用や消防署の広報用として最適です。



東京法令出版 株式会社

●インターネットでお申込み
お申込みは
こちらから
☎ <http://www.tokyo-horei.co.jp/>
(※最新情報等もホームページをご覧ください。)

●電話でお申込み
0120-338-272
(※携帯電話からもお申込みできます。)

●FAXでお申込み
0120-338-923

公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜市内南区別所一丁目15番1号 BML横浜ビル2階

□ 総 務 課 TEL 045(714)0920 □ 講 習 課 TEL 045(714)9909
□ 防災コンサルティング課 TEL 045(714)0929 □ 救 命 講 習 受 付 TEL 045(714)9911

FAX 045(714)0921

URL <http://www.ydp.or.jp/>